

大学基準協会 追評価
(専門職大学院認証評価)

改善報告書

改善報告書提出日	2014年 7月 28日
大学名(法科大学院名)	甲南大学(大学院法学研究科法務専攻)
認証評価申請年度	2013(平成25)年度
事務担当者氏名(ふりがな)	美馬 久美子(みま くみこ)
所属部署等	大学企画室 次長
電話番号	078-435-2275(内線2818)
電子メールアドレス	kikaku@adm.konan-u.ac.jp

< 認証評価結果の抜粋 >

I 認証評価結果

評価の結果、貴大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）は、法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性（評価の視点2-1）、学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮（評価の視点2-3）、カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置（評価の視点2-4）に重大な問題を有しており、その状況を総合的に判断した結果、教育の質に重大な欠陥が認められることから、本協会の法科大学院基準に適合していないと判定する。

II 総評

貴大学大学院法学研究科法務専攻（以下「貴法科大学院」という。）は、日本の社会経済をリードするため、広義の「ビジネス」に関わる法律実務を担う法曹の養成を主たる目的として掲げ、この目的を踏まえて、高度の専門性が求められる法曹の養成を担うための深い学識及び卓越した能力を培うという教育研究上の目的を設定しており、これらはいずれも法科大学院制度の目的に適合しているものと認めることができる。また、これらの目的については、教職員や学生などに各種の機会において適切に周知がなされるとともに、ホームページや「甲南大学法科大学院パンフレット」等により、社会一般に公開されている。さらに、上記の目的の達成状況やあり方については、修了生に対するアンケートの結果等に基づきつつ、検証が試みられている。本協会は、上記のような貴法科大学院の各目的を踏まえ、今回の認証評価を行った。

貴法科大学院の課程修了要件は、法令上の基準を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているといえる。また、履修指導体制及び学習相談体制は適切に整備され、授業方法も適切に実施されているものと認められる。さらに、学生による「授業アンケート」については、2012（平成24）年度前期の場合、回収率が95.3%と極めて高い数値を示しており、高く評価することができる。

くわえて、法令上求められている必要専任教員数は12名であるが、2012（平成24）年度には24名、2013（平成25）年度には23名の専任教員がおり、充実した教員組織を構成している。

そして、学生生活への支援の面でも、相談体制や奨学金等の経済的支援体制が整備されており、施設・設備及び図書館も充実が図られ、事務組織及び管理運営の面でも十分な態勢がとられている。

しかしながら、貴法科大学院のカリキュラム編成及び履修制度に関しては、以下のとおり、改善を勧告すべき深刻な問題が存在している。

第1に、貴法科大学院においては、修了要件総単位数が94単位、必修科目の総合計が88単位であるが、残りの6単位分については、いずれの科目群からも自由に選択す

ることが可能な履修制度となっている。これは法律基本科目群も例外ではなく、仮にも自由選択枠の6単位を上記の法律基本科目群の選択科目（「公法特論」「公共法務」「民事法入門Ⅰ」「民事法入門Ⅱ」及び「刑法Ⅲ」）から選択した場合には、修了要件単位として法律基本科目を最大66単位まで修得することができることとなり、しかれば、修了要件総単位数94単位に占める割合が、63.8%（60単位）から70.2%（66単位）に上昇することとなる。そして、実際に2012（平成24）年度及び2013（平成25）年度の履修登録者数を確認したところ、大半の学生が自由選択枠を利用して、法律基本科目群の選択科目を履修していることが判明した。

第2に、展開・先端科目群に分類されている「商取引法」及び「経済刑法」は、シラバスや授業の配付資料、定期試験の問題等から判断するに、法律基本科目の実質を有する科目と認定せざるをえない。当該2科目については、その内容・分類が不適切であるばかりか、上記のような法律基本科目群の選択科目と併せて、これらを履修したならば、法律基本科目の実質的な総修得単位数が最大70単位、修了要件総単位数94単位に占めるその割合が74.5%となる。また、このような極端な履修をしないにしても、修了要件総単位数に占める法律基本科目の実質的な総修得単位数の割合が70%を容易に超過する状況にあるものということができる。

第3に、2008（平成20）年度の認証評価結果においても指摘した展開・先端科目群におけるパッケージ履修制度について言及しなければならない。当該履修制度は、展開・先端科目群において「知的財産法」「経済法」「労働法」「倒産法」及び「国際私法」の5つの分野のパッケージが開設され、学生にいずれか1つのパッケージを必ず選択し、かつ、パッケージ内のすべての授業科目（8～10単位）を履修することを義務づけるものである。2008（平成20）年度の認証評価結果においては、当該履修制度に関して、選択科目内の選択肢を狭くする可能性や、いずれのパッケージも司法試験の選択科目に対応するものであることから、履修指導如何によっては司法試験受験対策に特化した内容と受け取られかねないとの危惧を示しつつ、「問題点（助言）」として指摘した。「勧告」として指摘し、当該履修制度の廃止を求めなかったのは、上記のような貴法科大学院の目的に鑑みるならば、各パッケージは、広義の「ビジネス」に関係する分野であることが認められ、カリキュラム編成全体のバランスや指導方法によっては、履修制度の1つのあり方として肯定することも可能であると判断したからである。

しかし、現在においては、展開・先端科目群の修了要件単位数は、当時の20単位から14単位とされており、減少された6単位については、上記の自由選択枠に充てられている。また、展開・先端科目群の修了要件単位数14単位に対して、各パッケージ内の科目の単位数の合計が8～10単位であるため、当該科目群において、自由に選択可能な単位数は4～6単位となるが、上記のとおり、当該科目群には、法律基本科目の実質を有する2科目が存在していることから、これら2科目（4単位）を履修すると、展開・先端科目群から自由に選択することが可能な単位数は0～2単位（0～1科目）と

なる。このような現状からするならば、2008（平成 20）年度の認証評価結果において指摘した可能性や危惧は現実のものとなっていると判断せざるをえない。

以上の3点に関しては、すでに自明のところであろうが、相互に関連しているものであり、その結果として、貴法科大学院のカリキュラム編成及び履修制度は、法律基本科目及びパッケージの5分野という司法試験の出題科目に極端に偏したものとなっているという評価を免れない。

したがって、今後は、履修制度を変更するとともに、各科目の内容の適切性についても見直しを行い、カリキュラム編成を抜本的に改善することが強く求められる。

＜認証評価時の状況及び改善状況＞

【教育の内容・方法・成果等】

評価の視点	内容	
<p>2-1</p> <p>法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性</p>	<p>認証評価時の状況</p>	<p>教育課程の編成については、以下のとおり、平成15年文部科学省告示53号第5条が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべての科目群にわたって授業科目を開設しており、その授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなるよう適切に配置している。</p> <p>(1) 法律基本科目として、以下の科目を開設している。</p> <p>① 公法系科目として、9科目(16単位)</p> <p>「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」「行政争訟法」「行政法総論・国家補償法」「行政法演習」「憲法演習」「公法総合」「公法特論」「公共法務」</p> <p>② 民事系科目として、16科目(38単位)</p> <p>「民法(総則・物権)」「民法(契約法)」「民法(不法行為・担保物権Ⅰ)」「民法(債権総論)」「民法(担保物権Ⅱ・家族法)」「民法演習Ⅰ」「民法演習Ⅱ」「民事訴訟法Ⅰ」「民事訴訟法Ⅱ」「民事訴訟法演習」「商法」「商法演習Ⅰ」「商法演習Ⅱ」「民事法総合」「民事法入門Ⅰ」「民事法入門Ⅱ」</p> <p>③ 刑事系科目として、8科目(16単位)</p> <p>「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」「刑法演習」「刑事訴訟法Ⅰ」「刑事訴訟法Ⅱ」「刑事訴訟法演習」「刑事法総合」「刑法Ⅲ」</p> <p>(2) 法律実務基礎科目として、9科目(16単位)を開設している。</p> <p>「民事実務の基礎」「民事裁判実務」「刑事実務の基礎」「法曹倫理」「法情報調査」「法文書作成」「刑事模擬裁判」「企業法務論」「弁護士実務」</p> <p>(3) 基礎法学・隣接科目として、6科目(12単位)を開設している。</p> <p>「法と社会」「法と医学」「刑事政策」「財務諸表論」「ミクロ経済・ゲーム論」「ビジネスロー英語」</p> <p>(4) 展開・先端科目として、30科目(68単位)を開設している。</p> <p>「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」「知的財産法Ⅲ」「知的財産法演習」「経済法Ⅰ」「経済法Ⅱ」「経済法Ⅲ」「経済法演習」「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」「労働法演習」「倒産法Ⅰ」「倒産法Ⅱ」「倒産法Ⅲ」「倒産法演習」「国際私法Ⅰ」「国際私法Ⅱ」「国際私法Ⅲ」「国際私法演習」「環境法」「国際人権法」「商取引法」「消費者法」「情報化社会と法」「税法」「コーポレート・ガバナンス」「企業金融法」</p>

		「金融商品取引法」「経済刑法」「民事執行・保全法」
提出資料		「甲南大学法科大学院規則」別表第1、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2012年度版22頁
認証評価結果		<p>【概評】</p> <p>法令が定める法律基本科目群33科目(60単位)、法律実務基礎科目群9科目(16単位)、基礎法学・隣接科目群6科目(12単位)、展開・先端科目群30科目(68単位)のすべてにわたり、授業科目が開設されている。また、「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究班」が策定した「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」を参考として、2012(平成24)年度授業科目の学習内容・学習到達目標と同モデルとの対応表(「教育スタンダード」と称している。)を作成しており、各科目の内容は法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているということが出来る。さらに、2008(平成20)年度の認証評価結果において指摘された展開・先端科目群の「公法特論」は、内容に即して法律基本科目群に移動され、「民事法特論」及び「刑事法特論」は、展開・先端科目群の相応しい内容にすることとして、「消費者法」及び「情報化社会と法」という科目として開講されており、いずれも改善が見られる。しかしながら、以下のとおり、2008(平成20)年度の認証評価結果において指摘がなされたにもかかわらず、依然として改善が進んでいないばかりか、むしろ状況が悪化している点も存在している。すなわち、貴法科大学院においては、広義の「ビジネス」に関わる法曹の養成という目的との関連で、展開・先端科目群において「知的財産法」「経済法」「労働法」「倒産法」及び「国際私法」の5つの分野のパッケージが開設され、学生は、いずれか1つのパッケージを必ず選択し、パッケージ内のすべての授業科目(8~10単位)を履修することが義務づけられている。例えば、「知的財産法」分野のパッケージを選択した学生は、当該パッケージ内に配された「知的財産法Ⅰ」(4単位)、「知的財産法Ⅱ」(2単位)、「知的財産法Ⅲ」(2単位)及び「知的財産法演習」(2単位)の4科目(10単位)をすべて履修しなければならないこととなっている。こうした「パッケージ科目」の設定は、2008(平成20)年度の認証評価結果において、選択科目内の選択肢を狭くする可能性があり、また、「パッケージ科目」はいずれも司法試験の選択科目であることから、当時の履修指導のあり方を含め</p>

て、司法試験受験対策と受け取られかねないとの危惧が示されていた。この点については、上記のとおり、2008（平成 20）年度の認証評価結果の指摘にもかかわらず変更がなされていないばかりか、履修制度の変更に伴い、状況はさらに悪化している。すなわち、2008（平成 20）年度の時点では、展開・先端科目の修了要件単位数が 20 単位（10 科目）であったのに対して、現在においては、同単位数が 14 単位と 6 単位減少されており、評価の視点 2－3 で指摘するとおり、2008（平成 20）年度の認証評価結果で指摘された危惧はすでに現実のものとなっている。点検・評価報告書によれば、将来の取組みとして、1つのパッケージのすべての科目を履修することを撤廃する方向で検討を進めているとのことであるが、現時点では、指摘された危惧への対応は不十分といわざるをえないことから、カリキュラム編成全体の問題として捉え、可及的速やかに対応することが求められる。また、一部の科目の分類に関しても問題が認められる。すなわち、展開・先端科目群に分類されている「商取引法」は、授業の配付資料や定期試験の問題からするならば、商法総則・商行為法の内容を取り扱っており、法律基本科目群に分類されるべきと判断される。また、展開・先端科目群の「経済刑法」についても、授業の配付資料や定期試験の問題からして、その内容が事実上、刑法各論となっており、「刑法Ⅱ」の補充科目としての性格を帯びていることから、法律基本科目の授業が行われているといわざるをえない。したがって、当該 2 科目に関しては、展開・先端科目群に相応しい内容に変更するか、又は現在と同様の内容で開講するならば、法律基本科目群に分類することが必要である（点検・評価報告書 4、5 頁、「甲南大学法科大学院規則」第 14 条第 2 項別表第 1、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」22、23、224、225、234、239～241 頁、「甲南大学法科大学院の『教育スタンダード』について－2012 年度授業科目の学習内容・学習到達目標と『共通的な到達目標モデル』との対応表－」、実地調査の際の質問事項への回答書 No. 3、6）。

【勸告】

修了要件総単位数 94 単位のうち、法律基本科目群から最大 66 単位（70.2%）まで修得することができる履修制度が採用されており、実際の学生の履修状況も法律基本科目に偏したものとなっていることが認められる。また、「商取引法」及び「経済刑法」の内

	<p>容は、法律基本科目の実質を有するものであり、その内容・分類が不適切であるばかりか、当該2科目を履修した場合、修了要件単位数に算入可能な法律基本科目の実質的な単位数が最大70単位(74.5%)となり、法律基本科目群に過度に傾斜した状態となる。さらに、展開・先端科目群における「パッケージ科目」については、当該科目群の修了要件単位数(最低)を14単位とする現行の履修制度や「商取引法」及び「経済刑法」の存在などを含めて勘案するならば、当該科目群内の選択肢を極端に狭くするものといわざるをえない。そして、上記の履修制度、「商取引法」及び「経済刑法」の内容・分類、並びに「パッケージ科目」を総合的に判断するならば、司法試験の出題科目に極めて偏したカリキュラム編成となっていると評価せざるをえない。したがって、履修制度を変更するとともに、各科目の内容の適切性についても見直しを行い、カリキュラム編成を抜本的に改善することが強く求められる(評価の視点2-1、2-3、2-4)。</p>
<p>改善状況</p>	<p>まず、法科大学院を基礎に置いた法曹養成改革の制度趣旨に立ち返り、かつ、「ビジネス」に関わる法曹の養成という本学法科大学院の目的を一層反映させるべく改訂された甲南大学法科大学院CP(教育課程編成・実施の方針)に基づき、2014年度においては、修了要件総単位数100単位のうち、法律基本科目群から60単位(60%)を超えてこれに充てることができない履修制度へと変更した。また、実地調査の折に法律基本科目とするか展開・先端科目にふさわしい内容とするべきである旨の指摘を受けた「商取引法」および「経済刑法」の2科目については、その後、担当者がその内容を展開・先端科目にふさわしいものとなるよう、大幅に教育内容の変更を加え、教授会で承認を受けた。さらに、展開・先端科目における5つの科目群(いわゆるパッケージ科目)の扱いについては、自己点検・評価報告書8頁に記載したとおり、見直す方向で検討し、同科目群のうち1科目群の全科目履修することを修了要件から撤廃する等の教授会決定が行われていることは、実地調査時に説明したとおりである。</p> <p>その後、カリキュラム改編に係る改正がなされた甲南大学法科大学院規則は2014年4月1日から施行しており、同年4月入学の学生から適用されている。これらに加えて、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群において司法試験の出題科目以外の科目が多数開設された(「監査論」、「外国法」、「メディア法」及び「公</p>

		共法務論) ことにより、「司法試験の出題科目に極めて偏している」と評価されたカリキュラム編成は、抜本的に改善された。
	根拠資料	1: 「甲南大学法科大学院における教育基本方針」(平成 26 年度改訂版) 2: 2013 年度第 17 回法科大学院教授会議事録(2014 年 1 月 6 日) 3: 「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2014 年度版」268-269 頁、282-283 頁、318 頁

評価の視点	内容	
2-3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮	認証評価時の状況	学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮については、本法科大学院は、課程修了に必要な単位数を 94 単位とし、そのうち、法律基本科目の必修科目は 28 科目 60 単位であり、全体の 63.8%を占める。法律実務基礎科目は 6 科目 10 単位分(10.6%)、基礎法学・隣接科目 2 科目 4 単位分(4.2%)、展開・先端科目 14 単位分(14.9%)をそれぞれ必修としている。このように、法律基本科目の学習を柱としつつ、学生の履修が偏らないよう、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべての分野にわたり満遍なく学習できるように配慮されている。
	提出資料	「甲南大学法科大学院規則」第 23 条・別表第 1、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」16 頁
	認証評価結果	【概評】 貴法科大学院の課程修了に必要な単位数は 94 単位であり、このうち必修科目は、法律基本科目群が 28 科目 60 単位(63.8%)、法律実務基礎科目群が 6 科目 10 単位分(10.6%)、基礎法学・隣接科目群が 2 科目 4 単位分(4.2%)、展開・先端科目群が 14 単位分(14.9%)である。これらは一瞥するに、法律基本科目の学習を柱としつつ、学生の履修が偏らないよう、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のすべての科目群にわたり満遍なく学習できるように配慮されているように見受けられる。しかしながら、当該評価の視点に関しては、以下のような極めて深刻な問題を指摘しなければならない。貴法科大学院においては、修了要件総単位数が 94 単位であり、必修科目の総合計が

88 単位であるが、残りの6 単位分については、いずれの科目群からも自由に選択することが可能な履修制度となっている。これは法律基本科目群も例外ではなく、具体的には、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」（16、17 頁）、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2013 年度版」（24～26 頁）において、「法律基本科目の『公法特論』『公共法務』『民事法入門Ⅰ』『民事法入門Ⅱ』『刑法Ⅲ』、法律実務基礎科目の『刑事裁判』『企業法務論』『弁護士実務』を修得した場合、（各群の）必要単位数を超えて修得した場合は、それぞれ自由に選択して修得した科目として、修了要件単位数に算入される」旨の記載が認められる。このような履修システムであることから、仮にも自由選択枠の6 単位を上記の法律基本科目（「公法特論」「公共法務」「民事法入門Ⅰ」「民事法入門Ⅱ」「刑法Ⅲ」）から選択した場合には、修了要件単位として法律基本科目を最大 66 単位まで修得することができることとなり、しかれば、修了要件総単位数 94 単位に占める割合が、63.8%（60 単位）から 70.2%（66 単位）に上昇することとなる。実際のところ、2012（平成 24）年度における上記の法律基本科目の履修者数を確認すると、「公法特論」（2 年次配当：8 名）、「公共法務」（3 年次配当：6 名）、「民事法入門Ⅰ」（1 年次配当：14 名）、「民事法入門Ⅱ」（2 年次配当：3 名）、「刑法Ⅲ」（1 年次配当：13 名）となっている。このうち、1 年次配当の「民事法入門Ⅰ」及び「刑法Ⅲ」については、1 年次の在籍学生数が 14 名（留年者 2 名を含む。）であることに鑑みれば、全員又は大半が履修しているものということができ、両科目を履修した学生が 2 年次以降に配当されている「公法特論」「公共法務」及び「民事法入門Ⅱ」のいずれか 1 科目を履修したならば、上記の修了要件総単位数に算入可能な法律基本科目の最大値（66 単位）に容易に達する状況であることが認められる。また、2013（平成 25）年度における上記の法律基本科目の履修者数を確認すると、「公法特論」（2 年次配当：7 名）、「公共法務」（3 年次配当：4 名）、「民事法入門Ⅰ」（1 年次配当：6 名）、「民事法入門Ⅱ」（2 年次配当：3 名）、「刑法Ⅲ」（1 年次配当：5 名）となっている。当該年度においては、1 年次の在籍学生数が 11 名（留年者 5 名を含む。）であるが、「民事法入門Ⅰ」及び「刑法Ⅲ」に関しては、いずれも半数程度の学生が履修しているものということが出来る。また、上記のような前年度の履修状況を踏まえつつ、2 年次

配当である「公法特論」の履修者数が7名、「民事法入門Ⅱ」の履修者数が3名であることを見るならば、すでに修了要件総単位数に算入可能な法律基本科目の最大値（66 単位）に達した学生が少なくないことが明らかである。以上の点に鑑みるならば、貴法科大学院の教育課程の編成は、法律基本科目に傾斜したものになっているといわざるをえず、根本的な改革が求められる。さらに、評価の視点2-1において指摘した「商取引法」及び「経済刑法」の内容は、法律基本科目の実質を有するものであり、この点を加味するならば、教育課程が法律基本科目により一層偏した状況であるといわざるをえない。すなわち、上記2科目は法律基本科目群に分類すべき内容であるので、制度上、学生が「パッケージ科目」以外の展開・先端科目における所要単位（4～6 単位）をこれら2科目から修得したときには、修了要件総単位数に算入可能な法律基本科目の実質的な単位数が70 単位（74.5%）となる。2012（平成24）年度の上記2科目の履修者数を確認すると、「商取引法」（19 名）、「経済刑法」（10 名）であり、2013（平成25）年度の同数値については、「商取引法」（16 名）、「経済刑法」（3 名）であって、上記の法律基本科目の「公法特論」「公共法務」「民事法入門Ⅰ」「民事法入門Ⅱ」「刑法Ⅲ」の履修者数と併せて勘案するならば、すくなくとも相当程度の学生が、法律基本科目及び法律基本科目の実質を有する科目を合計68 単位（72.3%）以上履修しているといえる。以上のほかに、評価の視点2-1において指摘した「パッケージ科目」についても、当該評価の視点に関する問題が指摘される。この「パッケージ科目」については、2008（平成20）年度の認証評価結果において、選択科目内の選択肢を狭くする可能性や、履修指導如何によっては司法試験受験対策に特化した内容と受け取られかねないとの危惧を示しつつ、指摘事項としては「勧告」ではなく、「問題点（助言）」に留めていた。けだし、貴法科大学院が主たる目的として掲げている広義の「ビジネス」に関わる法律実務を担う法曹の養成という観点からすれば、各パッケージは、広義の「ビジネス」に関係する分野であることが認められ、カリキュラム編成全体のバランスや指導方法によっては、履修制度の1つのあり方として肯定することも可能であると判断したからである。しかし、現在においては、展開・先端科目群の修了要件単位数（最低）は、2008（平成20）年度の20 単位から14 単位とされ、減少さ

れた6単位については、上記のとおり、自由選択枠に充てられており、実際に、大半の学生が当該自由選択枠を利用して、法律基本科目を履修していることが判明した。また、展開・先端科目群の修了要件単

位数（最低）14単位に対して、各パッケージ内の科目の単位数の合計が8～10単位であるため、当該科目群において、選択したパッケージ内の科目以外から選択可能な単位数は4～6単位となるが、上記のとおり、当該科目群には、法律基本科目の実質を有する2科目が存在していることから、これら2科目（4単位）を履修すると、展開・先端科目群から自由に選択することが可能な単位数は0～2単位（0～1科目）となる。このような現状からするならば、2008（平成20）年度の認証評価結果において指摘した可能性や危惧は現実のものとなっていると判断せざるをえず、さらには、法律基本科目群及び司法試験の選択科目に偏したカリキュラム編成となっているという評価を免れない。したがって、履修制度を変更するとともに、各科目の内容の適切性についても見直しを行い、カリキュラム編成を抜本的に改善することが強く求められる（点検・評価報告書5頁、基礎データ表4、表15、基礎データ（2013（平成25）年度版）表4、「甲南大学法科大学院規則」第14条第2項別表第1、第23条、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2012年度版」16、24頁、実地調査の際の質問事項への回答書No.3、6～8）。

【勸告】

修了要件総単位数94単位のうち、法律基本科目群から最大66単位（70.2%）まで修得することができる履修制度が採用されており、実際の学生の履修状況も法律基本科目に偏したものとなっていることが認められる。また、「商取引法」及び「経済刑法」の内容は、法律基本科目の実質を有するものであり、その内容・分類が不適切であるばかりか、当該2科目を履修した場合、修了要件単位数に算入可能な法律基本科目の実質的な単位数が最大70単位（74.5%）となり、法律基本科目群に過度に傾斜した状態となる。さらに、展開・先端科目群における「パッケージ科目」については、当該科目群の修了要件単位数（最低）を14単位とする現行の履修制度や「商取引法」及び「経済刑法」の存在などを含めて勘案するならば、当該科目群内の選択肢を極端に狭くするものといわざるをえない。そして、上記の履修制度、「商取引法」

	<p>及び「経済刑法」の内容・分類、並びに「パッケージ科目」を総合的に判断するならば、司法試験の出題科目に極めて偏したカリキュラム編成となっていると評価せざるをえない。したがって、履修制度を変更するとともに、各科目の内容の適切性についても見直しを行い、カリキュラム編成を抜本的に改善することが強く求められる（評価の視点2-1、2-3、2-4）。</p>
改善状況	<p>まず、評価の視点2-1において述べたとおり、改訂された甲南大学法科大学院C P（教育課程編成・実施の方針）に基づき、2014年度においては、修了要件総単位数100単位のうち、法律基本科目群から60単位（60%）を超えてこれに充てることができない履修制度へと変更した。具体的には、2014年1月6日の2013年度第17回法科大学院教授会において、教務委員会より「公法総合」・「刑事法総合」・「民事法総合」を必修科目から選択必修科目とすること、「民事法入門Ⅰ」「民事法入門Ⅱ」「刑法Ⅲ」を廃止し、未修者の基礎力強化を目的として、憲法・民法・刑法のそれぞれにつき1単位の必修科目として「判例分析基礎」を新たに設置すること等を内容とする抜本的なカリキュラム改革案が示された。その後、1月13日の2013年度第18回教授会、1月20日の2013年度第19回教授会と議論を積み重ねて1月27日の2013年度第20回教授会において集約し、次の内容のカリキュラム変更案が承認され、2014年4月1日から施行されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了要件総単位数を100単位以上とする ・法律基本科目の修了要件単位数は60単位（必修58単位、選択必修2単位）とし、かつ、60単位を超えて修了要件単位数に算入しないものとする（この結果、法律基本科目が修了要件総単位数に占める割合が60%を超えることはなくなる） ・展開・先端科目の5科目群（いわゆるパッケージ科目）の1科目群を履修することを修了要件から撤廃するとともに、5科目群そのものも基本的に解消し、どの科目を履修することも可能とする等、科目の名称とその内容を変更する ・展開・先端科目の修了要件単位数の14単位のうち、「企業法務論」「公共法務論」の2科目4単位は必修とする ・基礎法学・隣接科目群に「外国法」「監査論」「メディア論」を追加し、学生の選択の幅を広げる <p>また、評価の視点2-1において述べたとおり、「商取引法」および「経済刑法」の2科目については、その後、担当者がその</p>

		<p>内容を展開・先端科目にふさわしいものとなるよう、大幅に教育内容の変更を加え、教授会で承認を受けた。</p> <p>さらに、司法試験の試験科目に履修が偏らないようにするため、①司法試験の出題科目以外の科目を開設・移設して必修化し（「企業法務論」及び「公共法務論」）、②修了要件単位数を94単位から100単位に引き上げ、これに併せて自由選択科目を6単位から12単位に引き上げたうえで、法律基本科目の単位をもってこれに充てることができないこととした。③展開・先端科目における5つの科目群（いわゆるパッケージ科目）については、同科目群のうち1科目群の全科目履修することを修了要件から撤廃したうえで、科目の分割・縮減、履修順序を問わない科目名への変更など、アラカルト的に任意の科目を選択して履修することができるよう、カリキュラム編成を大幅に変更した。</p> <p>これらに加えて、評価の視点2-1において述べたとおり、基礎法学・隣接科目群において司法試験の出題科目以外の科目が選択必修科目として多数開設された（「監査論」、「外国法」及び「メディア法」）ことにより、「司法試験の出題科目に極めて偏している」と評価されたカリキュラム編成は、抜本的に改善された。</p>
	根拠資料	<p>2： 2013年度第17回法科大学院教授会議事録(2014年1月6日)</p> <p>4： 2013年度第18回法科大学院教授会議事録(2014年1月13日)</p> <p>5： 2013年度第19回法科大学院教授会議事録(2014年1月20日)</p> <p>6： 2013年度第20回法科大学院教授会議事録(2014年1月27日)</p> <p>3： 「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2014年度版」16頁, 22-26頁</p>

評価の視点	内容	
2-4 カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置	認証評価時の状況	カリキュラム編成においては、系統的かつ段階的に履修ができるよう、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目に分類されている。カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置については、法律基本科目の配置の基本的な考え方として、1年次に当該法分野の学習に不可欠な基本的知識を体系的に修得するための講義科目を配置し、2年次に事例を用いるなどしてより高度な専門知識を修得するための演習科目を配置し、3年次に理論と実務を架橋する総合的な法的分析力を修得するための総合科目を配置するという形での積み上げ方式をとっている。
	提出資料	「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」25-26 頁
	認証評価結果	<p>【概評】 授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目からなり、特に法律基本科目においては、1年次には当該分野の学習に不可欠な基本知識を体系的に修得するために講義科目を配置し、2年次には事例を用いるなどしてより高度の専門知識を修得するために演習科目を配置するとともに、3年次には理論と実務を架橋する総合的な分析能力を修得するために総合科目を配置して、「積み上げ方式」により系統的・段階的な科目配置をしていることとされる。しかし、評価の視点2-1及び評価の視点2-3において指摘した「パッケージ科目」の存在及び教育課程の法律基本科目への傾斜については、当該評価の視点からしても改善すべき点が認められることから、速やかな対応が求められる（点検・評価報告書5頁、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2012 年度版」）</p> <p>【勧告】 修了要件総単位数 94 単位のうち、法律基本科目群から最大 66 単位（70.2%）まで修得することができる履修制度が採用されており、実際の学生の履修状況も法律基本科目に偏したものとなっていることが認められる。また、「商取引法」及び「経済刑法」の内容は、法律基本科目の実質を有するものであり、その内容・分類が不適切であるばかりか、当該2科目を履修した場合、修了要件単位数に算入可能な法律基本科目の実質的な単位数が最大 70 単位（74.5%）となり、法律基本科目群に過度に傾斜した状態となる。さらに、展開・先端科目群における「パッケージ科目」については、当該科目群の修了要件単位数（最低）を 14 単位とする現</p>

	<p>行の履修制度や「商取引法」及び「経済刑法」の存在などを含めて勘案するならば、当該科目群内の選択肢を極端に狭くするものといわざるをえない。そして、上記の履修制度、「商取引法」及び「経済刑法」の内容・分類、並びに「パッケージ科目」を総合的に判断するならば、司法試験の出題科目に極めて偏したカリキュラム編成となっていると評価せざるをえない。したがって、履修制度を変更するとともに、各科目の内容の適切性についても見直しを行い、カリキュラム編成を抜本的に改善することが強く求められる（評価の視点2-1、2-3、2-4）。</p>
改善状況	<p>まず、法律基本科目群においては、これまで自由選択科目として設置していた「民法入門Ⅰ」、「民法入門Ⅱ」、「刑法Ⅲ」、「公法特論」及び「公共法務」をすべて廃止したうえで、法曹の基礎を身につけるために不可欠な科目58単位分を必修とし、総合系科目1科目2単位を選択必修とすることで、修了要件総単位数に占める法律基本科目群の割合を60%に留め、これを超えて法律基本科目の単位を修了要件単位数に充てることができないこととした。また、評価の視点2-1において述べたとおり、「商取引法」および「経済刑法」の2科目については、その後、担当者がその内容を展開・先端科目にふさわしいものとなるよう、大幅に教育内容の変更を加え、教授会で承認を受けた。さらに、評価の視点2-3において述べたとおり、司法試験の試験科目に履修が偏らないようにするため、①司法試験の出題科目以外の科目を開設・移設して必修化し（「企業法務論」及び「公共法務論」）、②修了要件単位数を94単位から100単位に引き上げ、これに併せて自由選択科目を6単位から12単位を引き上げたうえで、法律基本科目の単位をもってこれに充てることができないこととした。③展開・先端科目における5つの科目群（いわゆるパッケージ科目）については、同科目群のうち1科目群の全科目履修することを修了要件から撤廃したうえで、科目の分割・縮減、履修順序を問わない科目名への変更など、アラカルト的に任意の科目を選択して履修することができるよう、カリキュラム編成を大幅に変更した。</p> <p>これらに加えて、評価の視点2-1において述べたとおり、基礎法学・隣接科目群において司法試験の出題科目以外の科目が選択必修科目として多数開設された（「監査論」、「外国法」及び「メディア法」）ことにより、「司法試験の出題科目に極めて偏している」と評価されたカリキュラム編成は、抜本的に改善された。</p>

	根拠資料	3： 「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2014 年度版」 16 頁, 22-26 頁, 268-269 頁, 282-283 頁
--	------	---